

論 説

輸出加工区における多国籍企業と雇用

藤 田 和 子

目次

- 1 はじめに
- 2 輸出加工区の歴史的位置づけ
 - (1) 輸出加工区とはなにか
 - (2) 輸出加工区の拡散とその原動力
- 3 輸出加工区における雇用の特徴
 - (1) 多国籍企業と部門別集中
 - (2) 底辺労働力の構造

1 はじめに

アイルランドのシャノン Shannon に最初の輸出加工区 export processing zone が出現してから30年以上が経過し、開発途上国=地域にひろがる輸出加工区は、世界経済の動向を規定する一つの重要な要素となってきた。

輸出加工区は、植民地体制からの政治的離脱とともに国内経済建設の道を模索する開発途上国=地域にとって、輸入代替工業化から輸出指向工業化への政策転換のカギとなり、一方先進国民間資本にとって、労働集約的産業・業種・工程の国境を越えた移転、再配置を通じて自らの国際化、「多国籍化」を促進し、伝統的な国際分業に新たな国際分業をくわえた世界システムに開発途上国=地域をくみこむうえで大きな役割をはたしてきた。

強度の外向性をしめす輸出加工区は、設置国=地域の工業生産を拡大し、輸出の純増（最終製品輸出マイナス原材料・部品・機械・プラント等輸入）にあ

る程度貢献するとともに、若年・年少女性を中心とする多数の短期不安定雇用を創出した。先進国資本の膨張と若干の開発途上国＝地域資本の成長、多国籍企業の世界規模での発達に輸出加工区が寄与するところは大であった。

本稿は、多国籍企業をはじめとする地区内企業による直接雇用の検討をつうじて、輸出加工区の歴史的位置づけを明らかにするとともに、性別分業に深く根ざす新たな国際分業の展開を考察する。輸出加工区を雇用の面から検討するのは、まだ十分とは言えないものの生産・輸出面以上に国際比較にたえうる資料が蓄積されはじめているからであり、またそれによって輸出加工区の経済的役割にとどまらずその政治的、社会的インパクトをもはかることが可能になるからである。執筆にあたっては、ILO (International Labour Organisation 国際労働機関), ILO-ARTEP (ILO's Asian Regional Team for Employment Promotion ILOアジア地域雇用促進チーム), UNCTC (United Nations Center on Transnational Corporations 国連多国籍企業センター), OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development 経済協力開発機構) 等国際機関、国際機構をはじめ各分野の研究者、労働団体、婦人団体等による調査研究報告ができるかぎり参照した。なお、本稿はアジアの幾つかの代表的輸出加工区に関する個別研究（他誌掲載予定）とともに、1993年8月の第34回ICANAS (International Congress of Asian and North African Studies) 大会における報告 ‘International Division of Labor and Female Workers in Asian Export Processing Zones’ へむけての準備作業の一環をなすものである。

2 輸出加工区の歴史的位置づけ

(1) 輸出加工区とはなにか

輸出加工区とはなにか、何をもって輸出加工区とよぶのか。実際には、これはなかなか困難な問題である。その重要性にもかかわらず、輸出加工区自体がいわば発展途上であるうえに、受け入れ地の政府の政策や、輸出加工区建設以前の工業化の動向とその水準などによって、各国、各地域ごとにその有り様が

異なるからである。

しかしながら、多様な国＝地域に位置する輸出加工区が驚くほどの類似性、共通性をもっていることもまた事実で、「特定の外国直接投資には障害ともなりうる国ごとの特殊性を消し去る⁽¹⁾」ような輸出加工区の基本的性格と役割をめぐって、国際機関や研究者の間ではさまざまの議論がつづけられてきた。ここでは、ILOとUNCTCが最近の共同報告（1988年）のなかでしめた定義が簡潔で、近年の実態にも比較的即していると思われる所以、まずそれを引用しておく。

「輸出加工区は、一国の関税貿易制度内に自由貿易の飛び地 enclave を形成する明確に区分された工業団地であって、そこでは主として輸出向け生産をおこなう外国製造会社が財政・金融上の一定の優遇措置を享受する⁽²⁾」。

実際には、そうした工業団地の呼称も各国、各地域それぞれに多様で、1980年代末には自由貿易区をふくめてその数は19にものぼったというが、ILOとUNCTCは、そのなかで最も多用されている「輸出加工区」が標準的呼称になる可能性がつよいとして、経済実態をもっとも適切かつ総合的に表現したものではないかもしれないがとの留保付きながら、この用語をもって代表させている⁽³⁾のである。

19世紀以来の伝統的用語である自由港、つまり自由貿易区とこの輸出加工区の違いについては、世界銀行に次のように詳細な定義がある。

「輸出加工区（EPZ）は広く用いられた自由貿易区（FTZ）——通常港湾地域内もしくはそれに隣接し、全世界との自由な貿易が許可される指定地域——の比較的近年の変種である。自由貿易区においては、商品を地区内外に無関税で移動し、期間は一様ではないが倉庫に保管し、必要とあれば再包装することができる。自由貿易区から受け入れ国に移入された商品には必要な関税を支払う；これに先立ち地区倉庫内に保管されていた商品は注文に応じて迅速に出荷されるが、関税納付金の利子は免除する。

より明確に述べれば、輸出加工区は製造業用の、すなわち輸入原材料を通常は輸出向け、時に正規の関税を支払って一部国内販売向け最終製品に加工するための建造物とサービスをも提供する。このように輸出加工区は、物理的

ならびに(ないし)行政的に関税障壁外に置かれた、輸出生産向けの特殊な工業団地である。その施設は投資者を引き付けるショーケースとして、またその立地上の便宜として供せられ、通常これとともに別の優遇措置が講じられる⁽⁴⁾。」

優遇措置としては、一定の商品を関税なしに原料・部品・半製品・完成品の形態で輸入し、その商品を組立、加工、製造後ふたたび関税なしに再輸出することができるという既述の無関税特権のほか、国=地域によって差異はあるが、受け入れ国=地域政府負担によるインフラストラクチャーの整備、外資出資比率の制限撤廃ないし緩和、操業後一定期間内の法人税等諸税減免、本国への利潤送金の自由あるいはその制限緩和などが一般的であり、地区内労働者の権利に一定の制限がもうけられることも多い。

要するに、歴史的に見れば、輸出加工区は植民地時代中継貿易のために設置された自由貿易区の無関税特権をひきつづつ、世界経済の新たな発展段階にそくして免税地区内に輸入品の単純組立業を中心とする製造業生産活動を導入することにより、かつての自由貿易区が内包した宗主国への従属という植民地的性格を、「多国籍」先進国資本とその本国への従属性に転化させたものであるといえる。

さて、すでに述べたような輸出指向性と飛び地性は、現在までの輸出加工区を特徴づけてきた基本的性格であるが、輸出加工区の開発途上国=地域への拡散にともない、また各国、各地域の個別輸出加工区がその歴史を重ねるにつれ、全体としてこれらの基本的性格が微妙に変化していく兆しも見うけられる。

その一つは、むろん一定の限度内ではあるが、輸出加工区で生産された商品の国内市場向け出荷比率の増大傾向である。

いま一つのより重要な兆候は、建設される輸出加工区がその数を増し、地理的にも拡大していくなかで、あるいは無関税特権をはじめとする優遇措置が地区にではなく、メキシコのマキラドーラのように個別企業にたいして賦与されていく（保税工場制度）なかで、国あるいは地域によっては、輸出加工区が次第に地区外へ浸透・侵食していき、その境界線が次第に消滅する可能性である。実際に、小国シンガポールや小地域香港には関税も貿易制限もなく、いわば全土輸出加工区化の先例をなしているということもできる。また、比較的小さな

地区⁽⁵⁾にとどまらず、都市全域、あるいは一定の地域全体を画定して経済特区に指定する中国の場合も、一般的の輸出加工区とは異なる展開をしめしている。ただし、輸出加工区の誘因の一つに労働者の権利の制限や労働条件の引き下げがあることは否定できないから、「全土輸出加工区化」がおよぼす経済的、政治的、社会的影響ははかりしれないほど大きなものとなろうし、またこうした展開が現実のものになるかどうかは、国内資本と外国資本の関係をふくめた当該国=地域におけるさまざまな勢力の配置如何にかかってくるだろう。

（2）輸出加工区の拡散とその原動力

輸出加工区は、1960年アイルランドで操業を開始したシャノン自由地区をその先駆とし、その後30余年で開発途上国=地域にきわめて急速に波及していく。拡散傾向はことに1970年代、80年代と時を追って顕著となり、1990年代に入つてからも、旧社会主义国の開発途上地域やベトナム等で新たに建設が開始されるなどその動きにはさらに拍車がかかっている。

ここで、輸出加工区の拡散状況を確認するとともに、なにが輸出加工区を拡散させているのか、その主たる要因を検討する。

表1は、1970年と1981年に開発途上国=地域で操業中の輸出加工区について、OECDがその実数をまとめたものである。ただし、自由港であるシンガポールと香港の工業団地は飛び地としての性格を欠くとして検討の対象から外されているので、実際にはシンガポールのジュロンをはじめとする重要な輸出加工区がこの表にはふくまれていない。また、表内の数字の一部には疑問ものがあるが、1970年代における輸出加工区の拡散傾向をよくしめしているのでそのまま引用しておく。

輸出加工区についてはILOやUNCTCなどさまざまの国際機関からも各種データが発表されており、ことにILOは雇用を中心に重要な資料を蓄積し、隨時公表している。ただし、ILOの場合は、シンガポール、香港などの輸出加工区も統計に入れているので、その点に留意する必要がある。

ILOは、1970年の開発途上国=地域における輸出加工区労働者数を5万と推定している⁽⁶⁾。輸出加工区はその後世界各地に急速に波及、1975年には25の

表1 開発途上国=地域で操業中の輸出加工区数
(1970年及び1981年)

国=地域	1970年	1981年
バハマ	1	1
バングラデシュ		1
バルバドス		1
ベリーズ		1
バミューダ	1	1
ブラジル	1	1
チリ		3
中国		3
コロンビア	1	3
ドミニカ	1	3
エジプト		4
エルサルヴァドル		1
グアテマラ		1
ハイチ		1
ホンジュラス		1
インド	1	2
インドネシア		2
ジャマイカ		1
韓国		9
リベリア		1
マレーシア	2	8
マルタ		1
モーリシャス	1	1
メキシコ		25
ニカラグア		1
パキスタン		1
フィリピン		1
セネガル		1
スリランカ		1
シリア		4
シリア=ヨルダン		1
台湾	2	3
チュニジア		3
ヴェネズエラ		1

Source : A. Basile & D. Germidis, "Investing in Free Export Processing Zones," Paris, 1984, p.22.

開発途上国＝地域で総数79カ所を数えるにいたる⁽⁷⁾。創出された雇用は同年548,344。輸出加工区と同様の条件を提供している他のオフィショア製造施設の雇用 278,318をあわせれば、総雇用は 826,662であった⁽⁸⁾。さらに1970年代から80年代にかけての拡大傾向を反映して、輸出加工区は1986年には47カ国＝地域、176カ所におよび⁽⁹⁾、雇用も厳密な輸出加工区だけで 1,300,204、他の類似施設の雇用 621,555をあわせると総雇用は 1,921,759に達した⁽¹⁰⁾。（以上いずれの数値も中国を除く。）

1970年半ばから80年代半ばまでの約10年間に、国＝地域数で 2 倍弱、地区数で 2 倍強、雇用数でやはり 2 倍を大きく上まわる伸びである。開発途上国＝地域における輸出加工区の拡散は、一方で特定国＝地域への集中、地理的分布の偏りを見せながらも相當に急速であることがわかる。

さて、前述のように1980年代半ば130万、その他オフィショア施設をあわせて190万におよんだ輸出加工区創出雇用の約 3 分の 2 は、多国籍企業の子会社による直接雇用であった⁽¹¹⁾。同時期開発途上国＝地域全体では700万が多国籍企業に雇用され⁽¹²⁾、その約 4 割は製造業雇用であった⁽¹³⁾とすれば、多国籍製造企業にとっての輸出加工区等の重要性はきわめて明白である。

一方、創出された雇用が開発途上国＝地域の製造業雇用中どの程度の比重を占めるかについては、国際機関や研究者がそれぞれに大きな関心をもって調査を継続してきたが、その結果は多様で、現在までのところ統一的な結論はみちびきだされていない⁽¹⁴⁾。ここでは、そのなかで比較的実態に即していると思われるILOとUNCTCの説を引用しておく。それによれば1980年代半ばの時点で、全製造業雇用に占める輸出加工区雇用の比率が 8 割から 9 割にものぼるマカオ、モーリシャスのように特殊なケースから、シンガポール（35%：ただし調査年は1980年）、マレーシア（23%：1980年）、ドミニカ（22%）、チュニジア（20%）、スリランカ（16%：1981年）など重要度の相当に高いグループ、それにつぐメキシコ（10%）、香港（9.5%）、韓国（5.5%）、台湾（4.8%）などのグループ、さらに1.5%以下のグループと、輸出加工区の雇用面での寄与率は国あるいは地域によって大きく異なる⁽¹⁵⁾。その理由の一つはすでに述べた輸出加工区分布の地理的偏りであるが、その他の特殊な要因についてはまた稿

を改めて論じることにしたい。

ここでは、以上のような歴史的背景と現状をふまえ、輸出加工区拡散の原動力として以下二点を指摘しておく。

一つは、国境を越えて国際化、「多国籍化」しようとする民間資本の利潤追求の運動である。利潤の極大化をはかる私的資本の国際化への動きは、先進国資本にとどまらず開発途上国＝地域の生成途上の資本のあいだにもひろがり、一定の生産部門の国境を越えた急速な再編をもたらしている。いま一つは、そうした民間資本の国際化、「多国籍化」の動きとそれにともなう国際分業の新たな展開を底流としつつ、受け入れ地の政府が、経済建設の柱をなす工業化政策の基本を輸入代替から輸出指向へと転換させていったことである。

この二つの要因があいまって輸出加工区を開発途上国＝地域に拡散させているのであるから、その点で、たとえばF.フレーベル等の主張するNIDL (new international division of labour) 論⁽¹⁶⁾にはきわめて積極的な意義とともに、開発における国家の役割の切り捨てという重大な弱点があると筆者は考えている。輸入代替工業化から輸出指向工業化への政策転換については詳述しないが⁽¹⁷⁾、開発の特定段階、ことにその初期段階でとられた輸入代替工業化政策が国内市場の狭溢、保護産業の非効率、雇用創出力の低さ、交易条件の悪化など難間に直面するなかで、多くの途上国＝地域が輸出指向工業化政策への転換をはかり、あるいは輸入代替を維持しつつも輸出指向を加味しようとしてきたこと、またそうした政策転換のなかで一つの重要な手段として輸出加工区設置にふみきったことをここで指摘しておく。すでに述べたように輸出加工区の先駆とされるシャノン自由地区自体が、アイルランドにおける輸入代替から輸出指向への工業化政策転換のカギとなるものであった。世界市場工場 world market factory といえども、開発途上国＝地域における国家の存在と政府の政策を無視することは不可能である。またそうであればこそ、開発途上国＝地域が外国資本＝技術を導入して経済発展に活用しつつ、そのむきだしの利潤追求からその地の住民の生活や権利をまもることができるかどうか、先進資本主義国の民間資本主導による「経済の国際化」が急速に進行するなかで、国家（ないし政府）の性格の問題があらためて問われずにはおかないとだろう。

3 輸出加工区における雇用の特徴

(1) 多国籍企業と部門別集中

輸出加工区企業の相当部分を占めているのは、外資企業ないし外国資本と現地資本との合弁企業である。100%現地資本による企業も一定の割合で存在するが、以上述べてきたような輸出加工区の歴史的位置づけからすでに明らかのように、輸出加工区は外国資本の支配が圧倒的に大きい工業団地である。

輸出加工区に関する論議のなかで、進出企業の所有関係は国際機関や研究者の関心がもっとも集中したテーマの一つであった。1970年代末から1980年代前半にかけて、ILO=UNCTCの共同プロジェクトによって世界各地で1,200をこえる企業調査がおこなわれたが、その際収集された個別輸出加工区企業の所有関係に関するデータから、国際比較にたえうると思われるものを表2にまとめておく。

表2 特定輸出加工区における企業の所有構造

国=地域	企業数	内	外資企業	合弁企業	現地企業	合計
		%	%	%	%	%
メキシコ (1984年)	672	34	38	28	100	
韓国 (1980年)	94	72	28	—	100	
マレーシア (1979年)	74	64	31	5	100	
フィリピン (1980年)	67	42	33	25	100	
スリランカ (1981年)	34	9	79	12	100	
ジャマイカ (1985年)	17	53	41	6	100	

出所：UNCTC & ILO, "Economic and Social Effects of Multinational Enterprises in Export Processing Zones," Geneva, 1988, pp.26-27 より作成。

表2に見られるように、外資企業が7割を越す韓国のようなケースもあれば、スリランカのように合弁企業が約8割におよぶ場合もあり、外国資本の比重は地区ごとに一定しないが、100%外資企業と外国資本=現地資本の合弁企業をあわせれば輸出加工区進出企業の4分の3以上におよぶ。合弁企業の出資比率

は各地区により異なるものの、総じて輸出加工区内における外国資本の主導力にはきわめて大きなものがある。企業数でなく、出資規模によって所有構造を見れば、この傾向はさらに明瞭となる。

出資国籍別では、当該輸出加工区の地理的位置や受け入れ国＝地域と出資国＝地域間の諸関係（単に政治的、経済的関係にとどまらず歴史的、文化的などさまざまな関係をふくむ）により地区ごとに多様な構図が見られる。主要先進国の多国籍企業の比重が高いのはいうまでもない。しかし、開発途上国＝地域資本ことに NIEs (Newly Industrializing Economies 新興工業経済群) 資本の「多国籍化」も近年顕著である。東・東南アジアでも、たとえば韓国資本が労働コストの上昇する自国内に再投資せず ASEAN (Association of South-East Asian Nations 東南アジア諸国連合) 諸国の輸出加工区に出資し、香港、台湾、シンガポールの華人資本が中国の経済特区に進出し、あるいはさらに労働コストの低いベトナムなどに投資する傾向が強まっている。また先進国の中では、輸出加工区設置以前から受け入れ国＝地域にオフィショア・プラント等を建設して進出していた欧米企業にくらべ、日本企業の進出が全般に顕著である。これは相対的に低いリスク度、整備されたインフラストラクチャーをもつ輸出加工区が、多国籍企業として比較的経験のあさい日本企業を誘引するのであろう⁽¹⁸⁾と考えられている。

さて、輸出加工区に投下された資本に関しひとくに注目される点は、その産業・業種別分布である。1979年から1980年にかけて ILO-ARTEP が実施した調査は、東南アジアと南アジアの特定輸出加工区における進出企業が産業・業種別につよい集中状況を呈していることを明らかにした⁽¹⁹⁾。

こうした不均衡な産業・業種別分布は他の調査結果からも明らかで、輸出加工区の生産活動は繊維・衣料および電機・電子の二大部門に事実上集中しているといえる。表3は、ILO=UNCTC および ILO-ARTEP の個別調査にもとづき、輸出加工区生産活動の分布状況を二大部門とその他に分けてしめしたものである。輸出加工区における繊維・衣料および電機・電子部門の比重を地区内総雇用にたいする両部門の雇用の割合ではかっているのは、はじめに述べたように国際比較にたえうる生産面のデータがきわめて乏しいからであって、こ

の方式では労働集約的産業・業種のシェアの過大評価、したがってまた資本=技術集約的産業・業種の過小評価が避けられないにしても、世界各地の輸出加工区における生産構造の全体像を比較するには支障ないと思われる。

表3 特定輸出加工区における雇用構造 (%)

国		繊維・衣料	電気・電子	その他
メキシコ	(1984年)	10.0	54.3	35.7
マレーシア	(1979年)	14.2	74.5	13.9*
ブラジル	(1982年)	6.5	40.1	51.0*
モーリシャス	(1985年)	86.6	—	13.4
フィリピン	(1980年)*	43.0	13.9	43.1
ドミニカ	(1985年)	61.3	4.5	34.2
スリランカ	(1981年)	89.9	2.0	8.1
エジプト	(1980年)	54.0	—	46.0

出所：UNCTC & ILO, op, cit., pp.38-39より作成。

*マレーシアの場合、繊維・衣料および電気・電子以外の部門別シェアを加算すると13.9%となり、疑問が残るが、そのまま記載した。ブラジルの場合も、合計は100.0%にならない。なお、フィリピンのデータは、バターン Bataan のみである(筆者)。

表は、輸出加工区の生産構造が繊維・衣料および電機・電子の二大部門のいずれかに大きく傾いていることを明瞭にしめしている。特定輸出加工区の生産活動がなぜある場合には前者に、また別の場合には後者に集中するかについては、まだ十分な解答が得られていない。しかしもっとも重要なことは、どちらの型であるにせよ、「繊維・電子モノカルチャー⁽²⁰⁾」と称しうるきわめていびつな生産構造がいわば国策によって形成されてきたことである。ただし、その傾斜の度合は、ブラジルのように輸入代替工業化を基本としていた国では相対的に低い。

輸出加工区の主要な産業活動は、繊維・衣料のように複雑な技術を要しない労働集約型産業・業種と電機・電子のような資本=技術集約型産業・業種の労働集約的工程、つまり輸入部品の単純組立部門にはほぼ限定されている。要するに、低廉な労働力を大量に必要とする部門である。多国籍企業は、広域調達

global sourcing による生産費の極小化と利潤の極大化をめざし、労働集約的な産業・業種・工程を労働コストの安い開発途上国＝地域に分散移転させてきた。ILO＝UNCTCの推定する各国＝地域別平均時給格差をもとに試算すれば、アメリカのエレクトロニクス企業は1980年、国内と同一の労働にたいする平均賃金規模を香港、韓国、シンガポールでは1割強、メキシコでは1割、さらにマレーシアではわずか6%まで圧縮することが可能であった。賃金水準の国際的格差はきわめて大きいから、労働集約的生産ラインの開発途上国＝地域への移転によって多国籍企業は大幅なコスト削減の可能性をにぎることになる。

このようにして、開発途上国＝地域の輸出加工区には、為替レートの変動によって増幅される賃金水準の国際的格差と、特定生産工程の国境を越えた移転を可能にする科学技術の急速な発達を与件として、かつての植民地型モノカルチャー（単一栽培）にかわる新たな周辺部型工業モノカルチャー（単一工業品生産）ともよぶべき特化構造が出現しているのである。こうした特化構造、すなわち「繊維・電子モノカルチャー」は、開発途上国＝地域の輸出指向工業化が現在かかえている外向性と従属性の問題を端的にしめしている。

（2）底辺労働力の構造

すでに述べたように、1980年代半ば、輸出加工区において創出された雇用は130万（類似のオフショア施設をくわえれば190万）となり、輸出加工区の集中する一部開発途上国＝地域ではその製造業雇用中かなり大きな比重を占めるにいたった。輸出加工区建設の目的は外国資本をはじめとする資本誘致をつうじての工業化の促進であり、雇用の確保は製造品の生産および輸出の拡大とともに主要な目標であったから、数量的には一定の成果がおさめられたことになる。しかし、輸出加工区の「繊維・電子モノカルチャー」構造のなかで創出された雇用に関しては、単に数量にとどまらずその具体的な内容をも検討する必要がある。

現実には、輸出加工区に進出した工場が要求するものは、生産ラインの大量の不熟練・半熟練労働力であり、その労働力の主たる提供者は、農村出身の若年・年少・未婚女性（15－24歳層）である。「台湾——その輸出加工区が

「企業天国」とよばれ、5万5千の娘たちが時給70セントに健康を賭ける所」⁽²¹⁾という状況は、ひとり台湾にとどまらず世界各地の輸出加工区に関する調査がほぼ一致して認めるところであり、筆者も東南アジアでの現地調査をふまえてそうした状況の一端を報告したことがある⁽²²⁾。

1980年代初頭におこなわれたOECD開発センターによる研究プロジェクトの結果は、スリランカの87%、韓国マサン（馬山）の77%、マレーシアの72.14%、メキシコの70%をふくめ、輸出加工区において雇用される労働力の約7割を女性が占めている⁽²³⁾ことを明らかにした。1980年代半ば、ILOのワーキング・ペーパーは、輸出加工区内雇用に占める女性の比率の高さ——それは時に9割にもおよぶことがある——は開発途上国で多国籍企業に雇用される女性が通例2割程度であるのにたいし際立った対照をなしている⁽²⁴⁾と述べた。

表4 輸出加工区労働者の年齢および女性比率（1980年代初頭）

国＝地域	年齢	女性比率 (%)	地区外製造業の女性比率 (%)
ジャマイカ	平均年齢 20代はじめ	95	19.0
インドネシア	26歳未満 83%	90	47.9
チュニジア	25歳未満 70%	90	48.1
スリランカ	26歳未満 83%	88	17.1
マレーシア	平均年齢 21.7歳	85	32.9
インド	26歳未満 83%	80	9.5
モーリシャス	25歳未満 70%	79	10.0
メキシコ	27歳未満 78.5%	77	24.5
韓国	20-30歳 85%	75	37.5
フィリピン	29歳未満 88%	74	48.1
マカオ	29歳未満 88%	74	48.1
エジプト	26歳未満 83%	68	16.5
ドミニカ	26歳未満 83%	68	17.6
香港	20-30歳 85%	60	49.3
ブラジル	平均年齢 21.7歳	48	24.8

出所：UNCTC & ILO, op. cit., pp.60-61 より作成。

表4はILO=UNCTCプロジェクトの事例研究を中心に、特定開発途上国＝地域の輸出加工区労働者の年齢と、輸出加工区内外における労働者の女性比率をしめしたものである。「自由貿易の飛び地」、輸出加工区内で若い女性労働者が占める割合の高さは、地区外と著しい対比をなす。

輸出加工区の労働者構成が若年・年少層の女性労働者に圧倒的に傾いていること、さらに言えばそのほとんどが貧しい農村出身の独身者である⁽²⁵⁾ことは、企業の輸出加工区進出目的が低賃金労働力の確保にあることをきわめて明瞭に物語っている。相対的に熟練度を必要としない職に若い女性が好まれるのは、彼女たちが、細かな作業にむく手先の器用さと良い視力をもち、男性監督の指示命令に抗することなく、長時間の単純作業の繰り返しにもがまんづよく耐え、作業内容にくらべて教育水準は受け入れ地としては一般にむしろ高いのに、短期の不安定雇用が可能で、賃金を極力抑制できるからである。結婚年齢や第一子出産年齢が非常に低く、まとまった数の未婚女性を確保しにくいハイチなどでは、逆に子どもを育てあげた中年女性が雇われているという資料もあるが、その場合でも「女性優先」は同じである⁽²⁶⁾。

失業率、不完全就業率が高く、男性労働力が十分供給可能な開発途上国＝地域で女性労働者が「優先的」に雇用されるのは、その性による選別以外のなものでもない。輸出加工区において主導的地位を占める多国籍製造企業は、賃金水準の国際的格差にさらに性別格差を加算することにより、労働集約的産業・業種・工程の国境を越えた分散移転をつうじてのコスト減・利潤増を最大限に追求しているのである。彼女たちが生み出す付加価値の大きさに比して、受け取る賃金の低さは否定しがたい。しかも、輸出加工区の女性労働者は、地区外にくらべて一般に年齢がより若く、勤続期間はより短いから、その平均賃金は地区外の製造企業ではたらく女性労働者とくらべてもさらに低いことが多い。少なくとも現在まで筆者が東南アジアでおこなってきた現地調査、文献調査をつうじて見るかぎり、多国籍企業の賃金水準は現地企業より高いという説は、輸出加工区でその生産活動の主力をなっている若く、時に幼いとすら言える女性労働者にはそのままあてはまらないと考えざるをえない。

国連工業開発機関)調査にもとづく筆者の試算では、1970年代韓国マサンにおける月間平均賃金は、男性100にたいし女性は1974年45.5、1975年46.0、1976年47.9、1977年46.0、1978年40.5、1979年41.9で推移しており、この間50%をこえる性別賃金格差がほぼ常態化していたと見られる。しかも、企業側は第二次石油危機に際し女性労働者の賃金上昇率を男性の半分以下に抑制⁽²⁷⁾しており、その結果男女賃金格差が大幅に拡大していることがとくに注目される。これは単に初任給の抑制、昇給率の低下にとどまらず、比較的勤続期間の長い労働者をふくめて大量の解雇・レイオフがおこなわれたこと、すなわち女性労働者が「景気の安全弁」役をはたしたことを意味する。「景気の安全弁」としての女性労働者の解雇・レイオフはシンガポール、マレーシアでも石油危機の時期に数万に達している。

表5 韓国マサン労働者の職種別・性別構成
(1981年 %)

	男性	女性	合計
事務員・その他事務職	5.2	3.5	8.7
技師	1.2	0	1.2
技術者	1.3	0	1.3
専門職労働者	2.0	3.5	5.5
半熟練工	3.8	24.1	27.9
見習工	9.5	45.9	55.4
合計	23.0	77.0	100.0

Source : Basile & Germidis, op. cit., p.35.

輸出指向工業化の牽引車として世界の開発途上国=地域が熱い期待をよせる輸出加工区には、構造的な性別分業体制が敷かれている。たとえば、1981年同じ韓国マサンにおける労働者の職種別・性別構成に関する調査データは、表5のように女性労働者が全体の8割弱にのぼり、しかもその9割までが半熟練工と見習工であったことをしめしていた。マサン進出企業は、韓国社会に根づよくのこる女性差別の伝統を最大限に利用し、またさらに日系企業の場合とくに顕著であるが本国からも女性差別の思想・構造をもちこむことによって利潤の

極大化をはかつており、現地の少数の男性を管理・技術職に登用することはあっても、女性には職場内位階制の最底辺で使い捨てられる不熟練・半熟練生産ライン労働者としての位置づけしか基本的にあたえていないのである。このように女性労働者が男性より低位の労働者としてあつかわれる傾向は、韓国だけではなく⁽²⁹⁾、国あるいは地域の別なく世界中の輸出加工区に共通してひろがっている。

「繊維・電子モノカルチャー」、輸出加工区の製造企業は、労働者の移動のはげしさでも注目される存在である。女性がその圧倒的多数を占める輸出加工区労働者のあいだでは離職率が非常に高く、各種の調査がしめす平均勤続年数は1—2年から長くとも3—4年。平均は2—3年である。エレクトロニクス企業では新規採用者が毎月全体の5—6%にのぼることもある⁽²⁹⁾。計算上はほぼ1年半ですべての労働者が入れ替わるほどの離職率を、女性労働者の自発的な結婚退職のみによって説明することはむずかしく、その理由としては職場の労働条件や労働環境をまず指摘しなければなるまい。すなわち、前述のように昇進や昇給がまずのぞめないという状況のもとでの長時間過密労働、昼夜3交替制による深夜勤務、頻繁におこなわれる半強制的残業、年上の男性管理者による家父長的監督（日系企業ではこの傾向がいちじるしい）、職場の安全対策や保健管理の手ぬき、劣悪な環境の寄宿舎などである。一方ではまた、女性労働者の賃金水準を抑制するために、企業側がみずから短期退職を強要する事例も少なからず報告されている。

深夜勤務に代表される若年・年少女性には苛酷な労働条件については、労働団体や婦人団体をふくめ多数の貴重な報告が公表されている。また、輸出加工区においては設置国＝地域政府によって政策的に労働者のストライキ権が剥奪されることが多く、マレーシア電子産業のように団結権すら制限される場合もあるが、こうした労働者の権利の抑圧についても多くの調査報告がある。筆者自身も、労働組合のないマレーシア電機・電子企業における開発途上国版女工哀史的状況とそれへの消極的抵抗——集団ヒステリー——をとりあげたことがある⁽³⁰⁾。ただし、労働条件や労働環境、労働者の権利の侵害には、多国籍企業をはじめとする進出企業の方針とともに受け入れ国＝地域政府の政策が大

きくかかわってくると考えるので、これらの問題は個別輸出加工区に関する別稿でさらに検討し、新たに構築されつつある世界システムのなかでの国際分業と性別分業の展開をより具体的に考察していきたい。

(註)

- (1) R. Maex, ARTEP, "Employment and Multinationals in Asian Export Processing Zones (ILO Working Paper No. 26)," Geneva, 1983, p.16.
- (2) UNCTC & ILO, "Economic and Social Effects of Multinational Enterprises in Export Processing Zones," Geneva, 1988, p.4.
- (3) ibid., pp.4-7.
- (4) C. Goderez, "A World Bank Staff Working Paper on Export Processing Zones," 1981, pp.7-8 cited in A. Basile & D. Germidis, "Investing in Free Export Processing Zones," Development Center of OECD, Paris, 1984, p. 20.
- (5) (2) の ILO=UNCTC 報告より数年前に刊行された ILO のワーキング・ペーパーでは、輸出加工区の定義に「一国内の比較的小さな、地理的に孤立した地域」という修飾語が付されていた (Maex, op. cit., p.15) が、この修飾語が削除された背景には輸出加工区の現実の展開があると思われる。
- (6) UNCTC & ILO, op. cit., p.15.
- (7) O. Kreye, J. Heinrichs & F. Fröbel, "Multinational Enterprises and Employment (ILO Working Paper No.55)," Starnberg, 1988, p.15.
- (8) UNCTC & ILO, op. cit., pp.162-163.
- (9) Kreye et al., op. cit., p.15.
- (10) UNCTC & ILO, op. cit., pp.162-163.
- (11) Kreye et al., op. cit., p.15.
- (12) ibid., p.4.
- (13) ibid., table 3.
- (14) たとえば、製造業の発展が著しくアジア NIEs に分類される香港、シンガポール、韓国で、輸出加工区とオフィショア・プラントにおける雇用が全製造業雇用の 50% を越えたとする説もあるが (Kreye et al., op. cit., p.19 参照)、韓国における輸出加工区等雇用の比重はこれほど大きくなないと筆者は考えている。なお、拙稿、「アジア諸国輸出産業の女性労働者——輸出加工区に見る底辺労働力の構造——」、『賃金と社会保障』誌 1026 号 (1990 年 1 月下旬号)、労働旬報社では、OECD プロジェクトのデータから韓国、インド、フィリピン、台湾の輸出加工区雇用を工業雇用全体の 5 % 以下と紹介している。原データによれば韓国の「自

- 由輸出加工区」、マサン（馬山）およびイリ（裡里）における雇用は1981年全工業雇用の0.7%であった (Basile & Germidis., op. cit., table 12)。
- (15) UNCTC & ILO, op. cit., pp.20-22.
 - (16) F. Fröbel, J. Heinrichs & O. Kreye, "The New International Division of Labour — Structural Unemployment in Industrialised Countries and Industrialisation in Developing Countries," Cambridge, 1980 参照。
 - (17) 拙著、『開発途上アジア経済入門』、大月書店、1987年、第4章を参照されたい。
 - (18) UNCTC & ILO, op. cit., p.30.
 - (19) Maex, op. cit. pp.28-30.
 - (20) UNCTC & ILO, op. cit., p.37.
 - (21) J. E. Shapiro, 'Taiwan,' cited in UNCTC & ILO, op. cit., p.61.
 - (22) 拙稿、「アジアの労働者」、永山利和・加藤益雄編、『アジアの人びとを知る本③働く人びと』、大月書店、1992年、15-34 ページを参照されたい。
 - (23) Basile & Germidis., op. cit., p.34.
 - (24) Kreye et al., op. cit., p.19.
 - (25) 多くの調査研究が発表されているが、たとえば UNCTC & ILO, "Women Workers in Multinational Enterprises in Developing Countries," Geneva, 1985, pp.31-38 参照。
 - (26) 国連INSTRAW編、高橋展子訳、『世界経済における女性』、東京書籍、1987年、72 ページ参照。
 - (27) マサンにおける男性労働者の月間平均賃金は米ドル換算1977年213ドル、78年274ドル。これにたいし女性は同じく1977年98ドル、78年111ドルであった (Basile & Germidis, op., cit., p.34)。
 - (28) 民族差別と性差別が結合したマレーシアの具体例については、『賃金と社会保障』誌前掲拙稿表5「あるマレーシア進出日系電子企業における民族別、性別、賃金規模別従業員構成」を参照されたい。1979年、同企業の生産労働者は9割以上が女性、7割以上がマレー系、9割が不熟練工および臨時工であり、日本人をふくむ男性管理職と女性工場労働者との賃金格差は10-50倍におよんだ。
 - (29) Aihwa Ong, "Spirits of Resistance and Capitalist Discipline — Factory Women in Malaysia," Albany, 1987, p.148.
 - (30) 前掲拙著第7章および前掲拙稿を参照していただきたい。